



改正貸金業法の完全施行に向けた取組み

平成22年8月9日

東 海 財 務 局

I. 改正貸金業法の周知徹底のための取り組み

説明会開催

5月20日

- ◎改正貸金業法にかかる説明会を実施(マスコミ公開)
 - 第1部: 多重債務相談員、貸金業者監督職員(参加者: 75名)
 - 第2部: 貸金業者(参加者: 166名)
- ◎記者との懇談会(勉強会) 【希望の記者が参加(6名)】

記者発表

5月26日

- ◎「貸金業法6.18ヘルプネット」の設置について愛知県と共同記者発表
- ◎記者との懇談会(勉強会)

貸金業法6.18ヘルプネット設置

5月31日

- ◎立上げの会議をマスコミ公開で開催
- ◎記者との懇談会(勉強会)

【貸金業法6.18ヘルプネットの概要】

1. 目的
関係機関が密接な連携を図ることにより、改正法の周知、利用者からの相談を円滑かつ効果的に行う。
2. 参加メンバー
東海財務局、愛知県、愛知県警、名古屋市、金融機関の各団体等
3. 主な取組み
 - ①「貸金ホットライン」(多重債務相談窓口)の周知
 - ②ワンストップ・サービス・デイ(6月18日～19日貸金業法無料相談会)の開催
 - ③改正貸金業法の改正内容の周知(リーフレット、ポスター)
 - ④参加メンバーの情報交換・意見交換とネットワークの構築

各事務所での会議体設置等

	岐阜	静岡	三重
◎業者向け説明会	6月8日	5月26日	6月7日
◎会議の開催	6月9日	6月18日	6月1日

職員による周知・広報

6月8日～18日

【ポケットティッシュの配布】

- ◎主要駅、繁華街、ショッピングセンター等で配布
(本局動員約120人・13,000個、事務所等7,000個)

無料相談会(ワンストップ・サービス・デイ)開催

6月18・19日
(金・土)

- ◎県、弁護士会、司法書士会等関係機関と連携し、当局にて無料相談会を開催
- ◎記者からの一部取材のほか、結果概要を公表

Ⅱ. 借り手等から財務局に寄せられた相談事例等



1. 無料相談会の実施

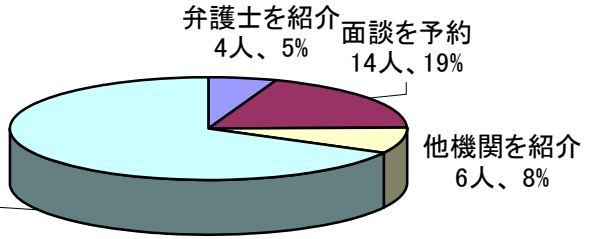


ワンストップ・サービス

日時:平成22年6月18日(金)、19日(土)
9:00~17:00
場所:東海財務局
相談員:東海財務局の相談員・職員
愛知県の相談員
弁護士(愛知県弁護士会)
司法書士(愛知県司法書士会)
東海労働金庫、名古屋商工会議所職員
相談手法:電話(「貸金ホットライン」8回線)
面談(10ブース)
主催:貸金業法6.18ヘルプネット
(事務局:東海財務局)

電話による相談
73人

相談結果



面談による相談
25人

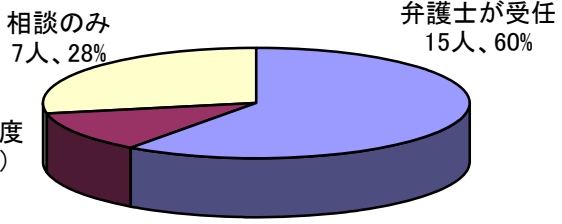
【面談の手順】

東海財務局の相談員・職員によるプレ面談



弁護士、司法書士、東海労働金庫、名古屋商工会議所職員による面談

相談結果



【開催案内の周知】
○マスコミを活用した周知
・テレビ・ラジオ
NHKTV「おはよう東海」
NHKラジオ「中部あさいちばん」
東海ラジオ「モルゲンジャーナル」
・記者発表
・無料相談会のマスコミへの公開
○チラシの作成・配布
○ホームページ掲載

**6月18日から貸金業法が大きく変わります！
あなたは大丈夫ですか？**

資金なんでも相談会(無料)のお知らせ

6月18日(金)19日(土)
午前9時～午後5時
052-951-1764
貸金ホットライン
東海財務局

貸金業法改正のポイント！
●借入は年収の3分の1まで
●借入には年収の証明が必要
●借入の上限が年収の20%から、借入金額に応じて15%～20%に引き下げられます。

東海財務局では、改正貸金業法についての相談や、多重債務の相談を次の日程で集中対応いたします。
愛知県弁護士会や東海労働金庫等と連携して行うワンストップ・サービスの相談会です。

日時:6月18日(金)、19日(土)9時～17時(12時～13時は除く)
場所:東海財務局1階「相談コーナー」(名古屋市中区三の丸三丁目3-1)
相談員:東海財務局相談員、愛知県相談員、弁護士(愛知県弁護士会)
司法書士(愛知県司法書士会)、東海労働金庫相談員ほか
相談料:無料
申込:面談での相談を希望される方は事前に申込みをお願いします。
(事前の申込みがなくても相談をお受けしますが、お待たせいただく場合がありますのであらかじめご了承ください)
電話による相談も受け付けます。

電話番号:052-951-1764
(貸金ホットライン)

主催:貸金業法6.18ヘルプネット
(事務局:東海財務局)

